# 熊本城公園及び旧細川刑部邸の使用料の減免に関する要綱

制定　平成２２年　９月３０日市長決裁
改正　平成２７年　３月９日局次長決裁
　　令和元年　　９月５日局長決裁
　　令和３年　　１２月２３日市長決裁
　　令和４年　　３月２３日局長決裁
　　令和４年　　６月２７日局長決裁
　　令和５年　　５月２９日市長決裁
　　令和５年　　１１月２２日課長決裁
　　令和６年　　３月２５日市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊本市都市公園条例（昭和５２年条例第３２号）第２１条第１項及び熊本市旧細川刑部邸条例（平成５年条例第４７号）第８条に基づき、熊本城公園及び旧細川刑部邸の使用料の減免について、都市公園使用料にかかる減免要綱（平成１２年１０月６日市長決裁）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする

（免除の対象）

第２条　次の各号に定める者にあっては、熊本市都市公園条例第１０条第４項及び熊本市旧細川刑部邸条例別表中旧細川刑部邸(長屋門から邸内)に係る使用料を免除する。

(1)別表第１に掲げる者

(2)前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（減額の対象）

第３条　別表第２に掲げる乗車券等（有効期限内のものに限る。）を提示した者にあっては、熊本市都市公園条例第１０条第４項及び熊本市旧細川刑部邸条例別表中旧細川刑部邸(長屋門から邸内)に係る使用料の２割に相当する額を減ずる。

（熊本市都市公園条例第１０条第３項に規定する使用料の減免の対象）

第４条　別表第３に掲げる場合にあっては、熊本市都市公園条例第１０条第３項に規定する使用料を免除する。

附　則

この要綱は、制定の日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和元年１０月５日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年１月２日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に「さくらカード」（ただし、カードに記載の有効期限が「平成３３年（２０２１年）３月３１日」又は「令和４年度の誕生月まで」であるものに限る。）の交付を受けている者については、改正後の別表の規定にかかわらず、令和５年３月３１日までの間は、当該「さくらカード」の提示により使用料を免除するものとする。

附　則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第２条第１項関係）

熊本城公園及び旧細川刑部邸の使用料免除基準一覧表

| | 免除対象者 | 免除要件 |
|---|---|---|
| 1 | 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に基づく小学校、中学校に在学する熊本市内の小中学生 | 名札又は生徒手帳の提示 |
| 2 | 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４条第１号、第２号及び母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第６条第２号、第３号に基づく乳幼児<br>（小学校就学前の乳幼児） | 乳幼児と確認できる場合 |
| 3 | 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第４条に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者 | 当該手帳又はミライロ ID の提示 |
| 4 | 療育手帳制度について(昭和４８年厚生省発児第１５６号)で定める療育手帳制度要綱第２項に基づく療育手帳の交付を受けている者 | 当該手帳又はミライロ ID の提示 |
| 5 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条に基づく精神保健福祉手帳の交付を受けている者 | 当該手帳又はミライロ ID の提示 |
| 6 | 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）第２条に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者 | 当該手帳の提示 |
| 7 | 学校行事で入園する学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に基づく特別支援学校へ通う視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。） | 窓口にて申請書の記入 |
| 8 | 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）、介護保険法（平成９年法律第１２３号）、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）に基づく施設に入所又は通所している者 | 窓口にて申請書の記入 |

| | | |
|---|---|---|
| 9 | 上記、３から８項目の免除対象者１名に対し、原則として１名の介助者 | 介助者であると確認できる場合 |
| １０ | 修学旅行等、学校行事のための下見で入園する教職員<br>（ただし、２名を上限とする） | 窓口にて申請書の記入と職員証の提示 |
| １１ | 学校教育法あるいは社会教育等を目的として入園する修学旅行等の団体の引率者<br>（ただし、１クラスに１名及び１学校につき２名を上限とする） | 窓口にて申請書の記入と職員証の提示 |
| １２ | 熊本市が発行した「おでかけ IC カード」の交付を受けている者 | 「おでかけ IC カード」の提示 |
| １３ | 熊本市民で６５歳以上の者 | ６５歳以上で熊本市に住所があることの証明書の提示 |
| １４ | 熊本市の主催による催事の招待者及びその出演者等 | 熊本市からの招待状等の提示 |
| １５ | 行政及び公益上の観覧者 | 関係各課からの申請（副申書等） |
| １６ | 添乗員、乗務員及びタクシー運転手等 | 観光客の案内で入園すると確認できる場合 |
| １７ | 公的機関が実施する国際交流のため来日している外国人及びその案内者 | 公的機関からの申請（副申書等） |
| １８ | 熊本市が主催する行事の取材又は当該施設の周知に寄与する撮影と判断される報道機関及び報道機関の関係者 | 職員証等の提示 |
| １９ | １月１日（元日）の入園者 | １月１日（元日）の入園者 |
| ２０ | 熊本市への転入により、うぇるかむパスポートの交付を受けている者<br>（有効期限は、発行から１年間） | うぇるかむパスポートの提示 |
| ２１ | 鹿児島市・福岡市・北九州市内の小中学生（学校教育法第１条に基づく小学校、中学校に在学する）及び６５歳以上の者（鹿児島市、福岡市、北九州市、熊本市交流連携協定に基づくもの） | 小中学生は名札又は生徒手帳の提示、６５歳以上で鹿児島市、福岡市、北九州市に住所があることの証明書の提示 |
| ２２ | 熊本城復元整備募金の寄附により、熊本城主手形を交付された者（有効期間内に限る） | 熊本城主手形の~~掲示~~提示 |
| ２３ | 熊本市市民公益活動支援基金の寄附により、熊 | 熊本市市民公益活動支援基 |

| | | |
|---|---|---|
| | 本市市民公益活動支援基金会員証を交付された者（有効期限は、発行から１年間） | 金会員証の提示 |
| ２４ | 熊本城・桜の馬場観光交流施設歴史文化体験施設共通入園券又は、熊本城・桜の馬場観光交流施設歴史文化体験施設・熊本博物館共通入園券を購入した者 | 熊本城・桜の馬場観光交流施設歴史文化体験施設共通入園券又は、熊本城・桜の馬場観光交流施設歴史文化体験施設・熊本博物館共通入園券の提示 |

別表第２（第２条第２項関係）

熊本城公園及び旧細川刑部邸の使用料減額基準一覧表

| | 名称 |
|---|---|
| 1 | ＳＵＮＱ（サンキュー）パス |
| 2 | 熊本城周遊バス一日乗車券 |
| 3 | 市電緑のじゅうたんサポーター証 |
| 4 | 電車バス共通乗車券（わくわく１ｄａｙパス）<br>電車バス共通２４時間乗車券（わくわく１ｄａｙ２４時間券） |
| 5 | １日乗車券（市電）、24 時間乗車券（市電） |

別表第３（第４条関係）

熊本市都市公園条例第１０条第３項に規定する使用料免除基準一覧表

| | 免除対象 | 免除要件 |
|---|---|---|
| 1 | 熊本城公園の無料区域内で行う、当該施設の周知に寄与すると判断される業としての写真撮影等 | 公園内行為許可証の提示 |